

令和6年10月度 本部役員会議事録

市原市桜台自治会

会長	副会長	作成
		

1. 開催日時等

- ① 日時 : 令和6年10月6日(日)10:00~12:00
- ② 場所 : 2階大ホール
- ③ 出席者:副会長(片桐副会長)、地区長(長嶋地区長)、理事、(欠席者:内山理事)
- ④ 議長: 久保田会長

2. 会長報告 添付資料①「令和6年10月度 会長報告」を参照のこと。

- (1) 本日朝5時から、椎の木台自治会と一緒に、双方から5名ずつ草刈隊を出して、ドラッグストア「クリエート」と陸橋の間の道路脇空地(県有地)の雑草を刈り取りきれいにしました。ご協力の皆さんご苦労様でした。桜台自治会からの参加者は、久保田会長、片桐副会長、鈴木副会長、佐伯地区長、大竹理事でした。
- (2) 昨日、10月5日(土)はあいにく雨でしたが、場所を有秋南小グラウンドから体育館に変更し、有秋地区市民体育祭が開催されました。桜台自治会からは申し込みは24名でしたが、実際は70人以上の人がゲームに参加し、手にいっぱいのお菓子のお菓子を頂き、楽しい時間を過ごさせていただきました。

3. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

(1) 令和6年9月度会計報告(桐田会計担当副会長)

上半期を終了し、予算の執行状況は48.8%と順調に推移しています。電気代は値上がり分を予算に反映していなかったために、年度を通して15万円程度の超過が予想されています。10月19日(土)に上半期の会計監査を行う予定にしています。

(2) 回覧板の滞りについて(久保田会長)

理事の中に回覧板を回すのが遅い人がいて、班長から数件の苦情が来ています。今後この理事と話し合い、場合によっては理事変更等の対応をしていきます。

(3) 地域コミュニティサービス利用の促進について(久保田会長)

市原市のウェブサイトに登録するだけで、スマホで市からの回覧物を容易に見ることができます。このサイトに自治会回覧物を載せれば、自治会回覧物も同じようにみることができますとされており、活用が期待されるいいサービスです。

本部役員の皆様は是非登録してください。また、2人以上の友人等に普及願います。添付資料②「地域コミュニティサービスを見るための登録手順」を参照ください。

(4) 「桜台自治会のご案内」の発行について(桐田副会長)

平成24年以降改訂されていなかった「桜台自治会会則並びに会員名簿」の発行を目指

して作業を進めてきました。

個人情報保護の観点で会員名簿は止め、班別マップのみにし、会則や規程基準類と自治会活動の紹介を中心にまとめた「桜台自治会のご案内」として、発行することになり、案が完成しましたので本部役員の皆さんに内容チェックのために配布します。

- ① 10月12日(土)までに内容のチェックをして、記名の上、事務局に返却ください。
- ② A4版のカラー発行で合意。

(5) 規程基準類の改正(桐田副会長)

今回、「桜台自治会のご案内」をまとめる中で、規程基準類の改正を提案し承認された。

① 桜台自治会共用施設管理規程の改正

(添付資料③「第24条 ごみステーションの管理」を参照のこと。)

- a. 「第24条 ごみステーションの管理」の未回収ゴミの処置、ごみステーションの支柱、網等の補修を、実態に合わせて改正した。
- b. 自治会非会員がごみステーションを利用していることに関して、将来のごみステーション利用差し止めを考慮して、暗にそれを許容している条文を削除するために、非会員という言葉を使わないようにした。

② 旅費交通費支給規則の改正

車代は、20円/km になっているが、ガソリン代高騰につき、30円/km とする。

(6) 防災助成金抽選で1番くじ

宝くじの令和7年度コミュニティ助成事業(自主防災組織育成助成事業)に応募し抽選で、丁目の佐伯地区長が市原市で1番くじを引いた。11月20日頃に県で審査して決定。正式な通知は、平成7年3月以降。助成金200万円は防災資機材の購入の予定。

4. 各専門部年度活動計画の説明

(1) イベント企画部

- ① 餅つき大会は前工程、後工程に多大の準備が必要で、経験者もないため、餅投げ大会に変更したい。(承認)

<会長コメント>

いろいろ工夫して楽しい餅投げ大会にしてください。

(2) 文化体育部

フェスティバルの準備を進めています。展示パネルは姉崎公民館から借りる予定にしています。口頭で申し込んでいますが、書類で申し込みます。

(3) 防災部

- a. 11月3日(日)9:00～ 市原市の総合防災訓練が開催されます。桜台では、一時避難場所への集合訓練と避難所の開設訓練が行われます。「無事ですタオル」の門扉掲示80%を目指し、進めていきます。
- b. フェスティバルの炊き出し訓練(カレーライス)の準備を進めています。

(4) 防犯部

- c. 防犯カメラの設置について設置場所を桜台への侵入口4ヶ所と考えて検討を進めています。防犯カメラの機種、設置方法、維持管理等いろいろ検討事項があり、皆さん知恵を借りながら検討を進めていきます。
- d. 空き家空き地の調査を計画しています。

<会長コメント>

防犯パトロール隊と合同でパトロールを行い、パトロール方法を学習後、独自のパトロール等検討する件を進めてください。

(5) 福祉部

11月16日(予備日17日)のフェスティバルで開催する、子供マルシェで販売する物品の提供を本部役員の皆さんにお願いします。2階会議室の青のシートを敷いていますので10月31日までお持ちください。

(6) 広報部

”桜台だより“は夏祭りの特集(4ページ)として発行しました。

5. 常務役員報告

(1)2丁目 秋元地区長

- ① 不適切なゴミ出しがありました。その人は永年桜台に住んでいる人でした。適切なゴミ出しを心がけましょう。
- ② ごみ当番に当たっている人が1か月亘り掃除をしなかったことが分かりました。道具が紛失していたこともあり、利用者名の掲示板を見直して再発防止を図りました。
- ③ 樹木の道路はみだしが2件あり、手紙を出し対応してもらうことにしました。
- ④ 自治会館事務室のテニスコート側の空地に、人感センサー誤作動防止のための除草剤を散布しました。

(2)3丁目 桐田副会長

第6回 防災勉強会 は10月12日(土) 10:00から自治会館2階大ホールで開かれます。今回は、非難にあたり持参する非常持出、避難所生活キットをテーマに開かれます。

6. 次回役員会予定: 常務役員会 11月4日 9:00~10:00
本部役員会 11月4日 10:00~12:00

7. 添付資料

添付資料①「令和6年10月度 会長報告」

添付資料②「地域コミュニティサービスを見るための登録手順」

添付資料③「第24条 ごみステーションの管理」

以上

会長挨拶

今年1月1日に能登半島を襲った大地震で受けた被害から、やっと本格復旧のめどがついた能登地方ですが、9月21日の豪雨により再び河川の氾濫や土砂災害・道路の崩落等々の大被害を受けてしまいました。被災地にお住いの方々は再度の避難所生活を強いられており非常に厳しい状況となっております。

異常気象による被害は全地球規模に拡大しており、アメリカ・パキスタン等でも大洪水により多数の方々が犠牲になっています。桜台でもいつ災害級の大雨に襲われるかもしれないので常日頃より避難場所の確認・非常時持ち出し物品の準備を心がけてください。

I. 9月2日～10月5日の自治会・関係団体の行事関係

1. 9月6日（金）第3回有秋地区町会長全体会議（有秋公民館）・・・久保田出席

（1）市長と語ろう未来創生ミーティング質問と質問者について

- ①交通に関わる身近な問題について
- ②若い世代が引っ越してくる街づくりについて

2. 9月11日（水）市民体育祭役員会議（有秋公民館）・・・佐伯地区長出席

- （1）開催日及び開催場所・・・令和6年10月5日（土）、有秋南小学校グラウンド・体育館
- （2）役員の選出
 - ①前日のテント張り（1名）
 - ②駐車場係（桜台は有秋南小駐車場担当 1名）

3. 9月17日（火）有秋南小学校区安心安全NW（桜台自治会館）・・・久保田出席

（1）町会、学校、専門部からの報告

- ①各町会より報告（10/12土曜日 深城秋祭り開催、10/20（日）天羽田秋祭り開催）
- ②有秋南小学校より報告（9/18草刈り協力依頼、10/16～2学期が始まる）

（2）NW専門部より報告

- ①総務部（クリスマスコンサートについて）②見守り支援部（NW懇話会出席）
- ③安全部（年度活動計画説明）④安心訪問G（ふれあいレター昨年度より増加傾向）

4. 10月4日（金）有秋地区町会長全体会議（有秋公民館）・・・久保田出席

（1）市長と語ろう未来創生ミーティング・・・10月13日（日）10時 有秋公民館

- ①交通に関わる身近な問題
- ②若い世代が引っ越してくる街づくりについて

（2）市原市総合防災訓練について・・・11月3日（日）9時巨大地震発生の想定で実施

- ①住民は地震発生と同時にシェイクアウト行動を行った後、「無事ですタオル」を玄関ドアー又は門扉の取っ手に取り付けた後、各丁目毎に決められた公園に集合する
- ②班長は「無事ですタオル」の取り付け状況を1軒毎に確認して、理事経由で地区長へ報告する。
- ③班長は「安否確認シート」により1軒毎の安否を確認し、理事経由で地区長へ報告する。
- ④地区長は、参加人員及び「無事ですタオル」の取り付け数を本部片桐副会長へ報告
- ⑤【避難所開設訓練】

自治会長他、指名された8名（民生委員・防犯パトロール隊他）は有秋南小学校で

行われる「避難所開設訓練」へ参加する

(3) 市原市町会長大会及び顕彰祝賀会について・・・令和7年1月25日(土) 市民会館

(4) その他

①有秋フェスティバル開催・・・11月16日(土)～17日(日) 有秋公民館

②社協主催「歳末たすけあいバザー」の開催日変更について

当初開催予定日10月27日が衆議院選挙日となったため⇒11月10日へ変更

II. トピックス

1. 桜台2丁目と3丁目のプラスチック類一括回収状況 単位 Kg

	9/6	9/13	9/20	9/30	合計
桜台	250	180	170	250	850
君塚	150	90	130	100	470

2. 10月5日(土)9:00～12:00有秋南小学校で「有秋地区市民体育祭」が開催されました。参加者は70名以上で楽しく競技に参加し、商品のお菓子もバックに入りきれない程沢山頂いていました。

III. 転入・転出(令6年9月末現在)

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	9月末世帯数
前月世帯数	218	403	323	244	1188
転入	1				
転出				1	
今月世帯数	219	403	323	243	

IV. 会長への手紙

No	月日	連絡	地域	内容	対応状況
1	9/18	電話	2丁目	街灯にツタや雑木が絡み電灯が隠れてしまっている状態になっており、防犯上問題である。	9/19 東京電力千葉支社へ写真を添えた手紙にて改善依頼を行った。
2	10/3	手紙	4丁目	隣家(空家)の木が伸びて電線に届きそうで危険である。また、庭の雑草も伸びて近所迷惑である。以前にも自治会へ連絡したが、何もアクションは無かった。	空家の樹木・雑草等の剪定依頼の窓口は市役所「住宅政策課」(0436-23-9841)なので依頼してください。尚、本件については自治会より過去に依頼済み(0436-23-9841)なので依頼してください。尚、本件については自治会より過去に依頼済み

V. 審議<決議、検討・確認>事項

1. 月次決算報告

2. 4丁目理事変更について

3. 地域コミュニティサービス利用の促進について

3. 桜台自治会<会則集>発刊の準備状況について

4. 各専門部より活動状況報告

(1) イベント企画部

(5) 防犯部

(2) 文化体育部

(6) 生活環境部

(3) 防災部

(7) 広報部

(4) 福祉部

5. 地区長報告

6. 副会長報告

次回の開催予定日（常務役員会議） 11月4日（日）9 時より

次回の開催予定日（本部役員会議） 11月4日（日）10時より

町会回覧はスマホで見る！

保存版

POINT

01

パソコン・スマホで確認できる！

いつでも好きなときに町会回覧情報を確認できます。
過去の回覧も見られます。
市が情報を配信すると、ご登録いただいたメールアドレスやLINEに通知が届き、

POINT

02

情報がすぐ届く！

情報は随時配信されます。
町会回覧が回ってくるタイミングが「遅すぎる！」という心配もなくなります。

POINT

03

町会内での情報発信も可能！

町会長から町会員に向けた情報発信が可能です。
役員への情報共有も可能です。
町会の情報発信をしてくれる町会長を募集中です！

※通知イメージ



利用している町会さんの声

町会内の情報共有に使っています。印刷する必要がないので助かります。

他の町会の活動内容を見て、参考にしています。

情報がいつでも入手できるから、町会行事のうっかり忘れが減りました。

急な予定変更の際に活用しています！

災害時も瞬時に情報共有できるから便利！

手順1 市ウェブサイトにてユーザー登録を行う（まだ登録したことのない方のみ）

①市公式HPにアクセス

https://www.city.ichihara.chiba.jp/



②右上の「ログイン」を押します。



③ログイン方法を選択します。※ここでは「メールアドレス」での登録方法を紹介します。



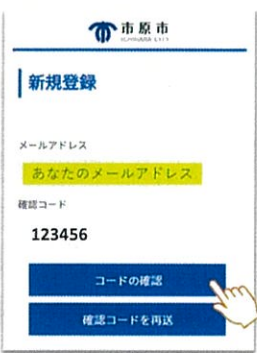
④「新規アカウント登録」を押します。



⑤ご自分のメールアドレスを入力し、「確認コード送信」を押します。



⑥メールに6桁の数字が届くので、その数字を入力し、「コードの確認」を押します。



! メールが届かないときは...

迷惑メールフォルダに届いている可能性があります。迷惑メールフィルタ等の設定をご確認ください。または「info@ichihara-portal.com」ドメインからのメールを受信可能にする設定を行ってください。ご不明な点がございましたら、お近くの携帯電話販売店などでご確認ください。

⑦新規登録画面に遷移するので、「パスワード」、「ニックネーム」を設定し、サービス利用規約を確認してください。確認後、にチェックを入れ、「新規アカウント登録」を押すと、ユーザー登録完了です。

手順2 町会の登録を行う

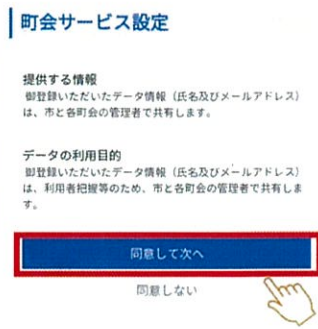
①ログインした状態で、右上のアイコンを押し「利用サービス設定」を押します。



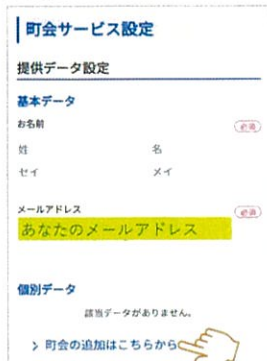
②利用サービス設定の「地域コミュニティ」を押します。



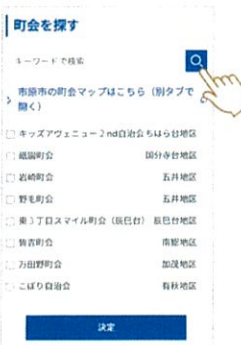
③登録した情報を市及び町会が確認できることに同意します。



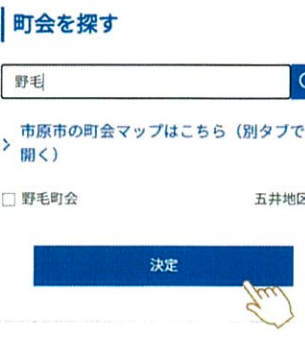
④お名前を入力して、所属町会を登録します。「町会の追加はこちら」を押します。



⑤「キーワードで検索」のところ漢字かカタカナで町会名を入力し（平仮名は不可）、**Q**を押します。



⑥にチェックを入れて決定ボタンを押します。



⑦連絡受取方法（メールかLINE）を選択してONにし、登録ボタンを押します。



以後、HPにログインすると、ご登録いただいた町会のトピックス、市から町会への連絡、町会から町会員への連絡が表示されるようになります

※手順2④～⑦を行うと、最大5町会まで登録町会を追加することが可能です。離れて住むご家族の町会を登録してその情報を確認することもできます。なお、追加した場合は、必ず更新ボタンを押してください

共用施設管理規程 第24条 ごみステーションの管理

NO	改正前	NO	改正 (太字分)	改正理由
1	ごみステーションの清掃は、そのステーションを使用する者の輪番で実施	1	ごみステーションの清掃は、そのステーションを使用する者が輪番で 清掃当番 として実施する。 ゴミ出しルールが守れず回収されないゴミが発生した場合、清掃当番が処分するか、できない場合は当該ごみステーションのある地区の班長、理事、地区長と相談して処置を行う。	清掃当番と明記 収集されないゴミの処置は、当該ごみステーションのある地区の班長、理事、地区長が相談して処置することを明記
2	ごみステーションの清掃用具は、自治会が準備する。	2	未回収ごみが継続する場合は、当該ごみステーションがある地区の理事、地区長は原因究明を行い対処する。	未回収ゴミが継続する場合、当該ごみステーションのある地区の理事、地区長原因究明を行うことを明記
3	ごみステーションの清掃用具は、自治会が準備する。	3	ごみステーションの清掃用具は、自治会が準備する。	—
4	地区長はごみステーションの使用者名の一覧板を、ステーションへ掲示する。転入、転出があったときは更新する。	4	地区長はごみステーションの使用者名の一覧板を、ステーションへ掲示する。転入、転出があった時は更新する。	—
5	地区長はごみステーションの不良があった時は必要な処置をとること。	5	ごみステーションの補修が必要になった場合は、清掃当番は班長に連絡し、理事、地区長と相談して、補修を実施する。	補修の対応と担当を明記
6	ごみステーションは自治会非会員も利用しているため、高額補修費用を均等割りし非会員からも負担してもらう。ただし、補修費用については自治会が支払う。ただし、補修費用が2万円以下の場合にはすべて自治会負担とする。	6	補修費が高額になった場合は、当該ごみステーションを利用している全ての人が均等割りで負担するものとし、このうち、会員負担分は自治会が負担する。ただし、補修費が2万円以下の場合には、費用負担を会長が判断するものとする。	桜台自治会の会則、規程基準類で非会員について規定することは、暗にごみステーションの非会員使用を認めていることにつながる可能性があることから、補修費負担は、利用者全員とした。2万円以下の補修費負担についても、非会員に分担してもらおうともあるという含みで、会長判断とし
7	管理の詳細については「ごみステーション管理マニュアル」に基づき実施する。	7	管理、 補修等 の詳細については「ごみステーション管理マニュアル」に基づき実施する。	補修等を追加